保存版

保護者の皆様

令　和　８　年　４　月

京都市立嵯峨野小学校
校　長　宇津木　秀史

台風等に対する臨時休業等について

本校においては、台風により京都市（**※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります**）に「特別警報（※大雨、暴風など６種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び嵯峨野学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

１　登校前に「暴風警報」が発令された場合

(1)学校は臨時休業としますので、解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
(2)「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

「暴風警報」の発令・解除の状況	登校時刻	給食
①　午前７時までに解除の場合	平常通り	有り
②　午前９時までに解除の場合	午前１０時２０分登校（３校時からの授業）	有り
③　午前11時までに解除の場合	午後　１時１０分登校（５校時からの授業）	無し
④　午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	無し

※「暴風」以外の警報（大雨・洪水）が出ても、平常授業を行います。ただし、長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。

２　登校前に「特別警報」が発令された場合

(1)学校は臨時休業としますので、解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
(2)「特別警報」が解除された場合の登校は以下の通りとなります。

「特別警報」の発令・解除の状況	登校時刻	給食
①午前０時までに解除の場合	解除された翌日は、 午後１時１０分登校（５校時からの授業）	無し
②午前０時現在、警報発令中の場合	臨時休業	無し

３　避難指示が発令された場合

嵯峨野学区に水害による避難指示が発令の状況	対応
登校前の場合	上記［１の登校前に「暴風警報」が発令された場合］に準じる。
登校後の場合	上記［３の登校後に「暴風警報」、または「特別警報」が発令された場合］に準じる。

４　登校後に「暴風警報」、「特別警報」、「避難指示」が発令された場合

- 気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します（下校の安全が確認されるまで、学校で待機します）。集団下校する際には、すぐーる配信、ホームページでお知らせします。
- 以前、学校に知らせていただいた緊急時連絡のとおりに、お子さまを集団下校、または保護者の皆様のお迎えまで待機させます。事前に、お子さまと確認しておいてください。もし、変更等ありましたら、すぐに学年担当にお知らせください。
- 不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校で待機することといたします。